



埼玉県報

第 2 2 9 2 号
平成 23 年 6 月 3 日
金 曜 日

目 次

告示

- [インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(入札企画課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム用インターネットデータセンターの運用管理業務等委託に関する契約の相手方等の公示\(入札企画課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [手術器材の単価契約に関する落札者等の公示\(総合リハビリテーションセンター\)](#)
- [山田土地改良区の役員住所変更届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [山田土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [青毛堀用悪水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [北戸田駅東1街区第一種市街地再開発事業における理事長の氏名等の届出\(市街地整備課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほか2品目の製造請負に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [電子計算機等の賃貸借に係る随意契約の公示\(会計課\)](#)
- [カーロケータシステム車載装置の賃貸借に係る随意契約の公示\(会計課\)](#)
- [保管場所証明電子化システムの賃貸借に係る随意契約の公示\(会計課\)](#)
- [県道蕨停車場線の区域変更\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道蕨停車場線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま鳩ヶ谷線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道根岸本町線の供用開始\(さいたま県土整備事務所\)](#)
- [県道上里鬼石線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道加藤平沼線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
インターネット時事情報利用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号
- 5 契約金額
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Area・Produce・System
- 三 代表者の氏名
植杉 勝紀
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市芝五丁目十二番二十号大桐ビル一F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域における保育・教育の促進および向上、また、それに関わる雇用の促進・安定を目指す事業を行ない、文化的で活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自然愛護団体
- 三 代表者の氏名
三島 康男
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市栗原一丁目二番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は自然環境に対し登録や評価を行い自然の愛護に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人市民後見いきいきNet所沢
- 三 代表者の氏名
長坂 均
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市向陽町二千百十番地の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象とし、相互援助の精神の下、高齢者及び障害者の権利擁護に関する事業を通して、高齢者及び障害者を取り巻く環境等の諸問題への理解を深め、弱者が安全かつ安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitama-ken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぎょうだスキルバンク
- 三 代表者の氏名
金井 貞夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市忍二丁目一番八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域に埋もれた有能な人材を中小企業等に紹介し、経営改善や体質強化に資すると共に高齢化社会への対応として、能力を発揮する場の提供や生きがいのある社会の創出と地域の活性化に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
40,821,480円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム用インターネットデータセンターの運用管理業務等委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札企画課総務・電子入札システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額
30,561,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域企業活性化支援協会
- 三 代表者の氏名
山 田 和 豊
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区下落合千八十五 十五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、人口減少・高齢化、雇用機会の減少等、様々な課題を抱える地域社会に対し、ICT（情報通信技術）の持つ潜在力を活用し、自主性と自立性をもつて、地域が自ら考え実行する「地域自立型」の地域企業活性化を総合的に推進するために、多方面の支援を行い、地域の自立型発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年五月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Open Door

三 代表者の氏名

大 倉 一 恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千七百八十五番地八

五 定款に記載された目的

この法人は、主に女性、シニア、子ども等の地域住民等に対し、IT知識をはじめとする様々な分野の知識を身につけるための活動、女性がそれぞれのスキルを活かすための場の提供を継続的に行ない、情報化社会の発展、男女共同参画社会の形成、子どもの健全育成、経済活動の活性化、職業能力の開発及び雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当
埼玉県上尾市西貝塚148番 1
- 3 落札者を決定した日
平成23年 4 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地 3
- 5 落札金額
66,862,551円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年 2 月 1 日

告示

埼玉県告示第六百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
山田土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
旧理事	山科益雄	埼玉県東松山市大字東平八百二十八番地
新		同 同 野田八百二十八番地
職名	氏名	住所
旧理事	贄田守男	同 比企郡滑川町大字山田千二百五十四番地
新		同 同 同 千二百五十四番地五

告示

埼玉県告示第六百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、山田土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	鈴木義友	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百九十七番地
同	鈴木和市	同 同 二千二百七番地
同	江森俊雄	同 同 三百二十六番地
同	小高孝彦	同 同 五百九十四番地
同	鈴木忠則	同 同 二千二百六十八番地
同	服部清一	同 同 千六百九十一番地
同	中島清壽	東松山市大字大谷八百八十九番地
同	服部弘	比企郡滑川町大字山田三百七十五番地
同	贄田静男	同 同 千四百六十七番地
同	内田孝義	同 同 千七百十番地
同	贄田勝正	同 同 千四百四十一番地
同	服部芳男	同 同 千六百七十七番地
同	村田重良	東松山市大字野田四十七番地九
同	贄田守男	比企郡滑川町大字山田千二百五十四番地五
同	岩田善力	同 同 四百五十八番地
同	井田榮	東松山市大字野田五十三番地
同	村田光好	同 同 百五十八番地
同	野澤一郎	比企郡滑川町大字山田二千三百九十二番地一
同	贄田仁一	同 同 九百三十七番地
同	関口清春	同 同 九百七十二番地
監事	贄田一男	同 同 九百十三番地
同	田口鹿二	同 同 二千三百四十九番地
同	山科益雄	東松山市大字野田八百二十八番地

二 退任

職名 氏名 住所

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事	
山 科 益 雄	田 口 鹿 二	贄 田 一 男	井 田 榮	中 島 清 壽	村 田 光 好	村 田 重 良	杉 田 米 三	服 部 清 一	内 田 孝 義	服 部 芳 男	贄 田 靜 男	贄 田 勝 正	贄 田 仁 一	関 口 清 春	贄 田 守 男	服 部 弘	岩 田 善 力	小 高 孝 彦	江 森 俊 雄	鈴 木 和 市	鈴 木 義 友
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼 玉 県 比 企 郡 滑 川 町 大 字 山 田 二 千 二 百 九 十 七 番 地
東 松 山 市 大 字 野 田 八 百 二 十 八 番 地	同 同 同 同 二 千 三 百 四 十 九 番 地	比 企 郡 滑 川 町 大 字 山 田 九 百 十 三 番 地	同 同 野 田 五 十 三 番 地	同 同 大 谷 八 百 八 十 九 番 地	同 同 百 五 十 八 番 地	東 松 山 市 大 字 野 田 四 十 七 番 地 九	同 同 同 同 二 千 五 百 十 八 番 地	同 同 同 同 千 六 百 九 十 一 番 地	同 同 同 同 千 七 百 十 番 地	同 同 同 同 千 六 百 七 十 七 番 地	同 同 同 同 千 四 百 六 十 七 番 地	同 同 同 同 千 百 四 十 一 番 地	同 同 同 同 九 百 三 十 七 番 地	同 同 同 同 九 百 七 十 二 番 地	同 同 同 同 千 二 百 五 十 四 番 地 五	同 同 同 同 同 同 三 百 七 十 五 番 地	同 同 同 同 同 同 四 百 五 十 八 番 地	同 同 同 同 同 同 五 百 九 十 四 番 地	同 同 同 同 同 同 三 百 二 十 六 番 地	同 同 同 同 同 同 二 千 二 百 七 番 地	

告示

埼玉県告示第六百六十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県入間郡越生町大字上野字姥神二一五 から二一五二まで、字西山三一二六の六、飯能市大字上名栗字八ヶ原一三五五の一、一三五六の一、一三五七の一、一三五七の二、一三五八の一、一三五八の二、一三五九の二、一三五九の三、三三七の一から三三七の三まで、三三七の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥神二一五 から二一五二まで・字西山三一二六の六・字八ヶ原一三五五の一・一三五七の一・一三五八の一・一三五九の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに飯能市役所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第六百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月三十日認可した。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

青毛堀用悪水路土地改良区

二 事務所所在地

加須市

告 示

埼玉県告示第六百六十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の第二項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十三年五月三十一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社明星電設	所沢市東所沢和田二丁目五番地の五 サンライズアパートメントB棟二〇五	渡澤 一公	埼玉県知事許可 （般 一八） 第三五二一九号
株式会社坂爪工務店	川越市大字砂九二九番地一六	坂爪 邦雄	埼玉県知事許可 （般 一八） 第一四五四九号
有限会社ベルテックハウス	さいたま市岩槻区馬込八八五番地五	大木 英男	埼玉県知事許可 （般 一八） 第四六四五五号
株式会社建新	さいたま市桜区西堀五丁目一 一番地二号	水野 祐一	埼玉県知事許可 （般 一八） 第二四八六三号
株式会社ワヘイ	志木市上宗岡四丁目一二番一六号	砂川 和平	埼玉県知事許可 （般 一八） 第六〇九六九号
有限会社白根建設工業	上尾市小泉三一二番地一	河西 康夫	埼玉県知事許可 （般 一八） 第五六六〇三号
鳶河野	鴻巣市宮地四丁目一三番二〇号	河野 光治	埼玉県知事許可 （般 一八） 第四八九六六号

商号又は名称	株式会社イワタ 創建	株式会社吉野孝 建築都市総合研 究所	株式会社工藤工 業	北創舗道有限会 社	有限会社小川建 設	西工務店	有限会社クラフ ト	白鳥建設	株式会社藤丸
主たる営業所の所在地	北葛飾郡杉戸町木野川 一五一番地三〇	深谷市菅沼二〇四番地	入間市大字下藤沢一一 四八番地二一	北足立郡伊奈町大字小 室九八四三番地五	三郷市東町一一二番地	さいたま市浦和区上木 崎五丁目二番地二三号 B棟二〇六	南埼玉郡宮代町字中島 三二五番地一	所沢市東所沢二丁目二 七番地七	入間市大字下藤沢五八 六番地一
代表者の氏名	増田 岩雄	吉野 孝	工藤 清治	安田 弘	小川 政秋	西水流 祐光	北尾 洋一	白鳥 光雄	橋本 篤
許可番号	埼玉県知事許可 (般 一八) 第六一〇六七号	埼玉県知事許可 (般 一八) 第三一〇九四号	埼玉県知事許可 (般 一八) 第三八四七八号	埼玉県知事許可 (般 一八) 第五四三〇五号	埼玉県知事許可 (般 一八) 第四五〇〇七号	埼玉県知事許可 (般 一九) 第四九六五三号	埼玉県知事許可 (般 一九) 第五七〇七二号	埼玉県知事許可 (般 一九) 第二六九四三号	埼玉県知事許可 (般 一九) 第五七六五九号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

平成二十三年埼玉県告示第五百二十三号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第六百七十号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、北戸田駅東1街区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名 傳田 俊雄

住所 埼玉県和光市丸山台二丁目二番十二号エクセル義名山

告 示

埼玉県告示第六百七十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

ア 男性警察官用制服ワイシャツ	7,894着
イ 男性警察官用短靴	7,213足
ウ 男性警察官用冬活動服	1,658着

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成24年3月31日(土)までの間の指定する日

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付するものとし、入札金額については、単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) 納入しようとする物品の製造に必要な生地 of 供給を受けられることの証明書類（原反出荷引受書）、生地見本及び製造見本を、平成23年7月12日（火）午後5時まで次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができることと認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区ニッ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (7) 納入しようとする物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (8) 納入しようとする物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 岡本 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月15日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月14日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(1) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年7月15日（金）午前10時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課執務室 平成23年7月15日（金）午前10時30分から順次開札する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成23年7月12日（火）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)及び(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年 6 月20日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話 048-830-5775 (直通)) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity;7,894 shirts

Male police officer's low shoes Quantity;7,213 shoes

Male police officer's winter activity uniforms Quantity;1,658 uniforms

(2) Time limit for tender:By the electronic tender system;By 10:00 a.m.,

July 15, 2011 By mail;5:00p.m. July 14, 2011 In person;10:00 a.m. July 15, 2011

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance

Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama

Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,

Telephone; 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子計算機等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 契約金額
784,104,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
カーロケータシステム車載装置の賃貸借 150式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
J A 三井リース株式会社 東京都品川区東五反田2丁目10番2号
- 5 契約金額
32,432,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第六百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月三日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
保管場所証明電子化システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市北区堂島
1丁目5番30号
- 5 契約金額
54,642,423円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 蕨停車場線

三 道路の区域

区 間	蕨市中央四丁目三七三番一地从先から 同市中央五丁目三五番一地从先まで	蕨市中央四丁目四四四番一地从先から 同市中央五丁目三五番一地从先まで	蕨市中央四丁目三七三番一地从先から 同市北町二丁目三七番一地从先まで	同市北町二丁目三七番一地从先まで
旧 新 別	旧 A	新 A	旧 B	新 B
敷地の幅員 (メートル)	七・五五	九・二〇	十六・〇〇	二八・八〇
延 長 (メートル)	四三一・八〇	四三二・〇〇	四三二・〇〇	
備 考				

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

路線名	蕨停車場線
供用開始の区間	蕨市中央四丁目四四四二番一地从り同市北町二丁目二七番一地从りまで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）
供用開始の期日	平成二十三年六月三日
備考	平成二十三年六月三日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十三号で区域変更した部分の一部供用開始である。 延長四百一十二・〇〇メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原 正 明

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一三番一地先から 鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年六月三日
備考	平成十四年五月二十一日付け告示第九百六十一号で区域変更

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 原

正 明

路線名	根岸本町線
供用開始の区間	川口市本町三丁目八番五地先から川口市本町三丁目七七番一地先まで
供用開始の期日	平成二十三年六月三日
備考	平成二十二年十二月三日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号で区域変更した部分の一部供用開始である。延長四十八・〇メートル。

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上里鬼石線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>六三番地先から同郡同町大字新宿 字三ツ角一九二番一地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字新宿字峯岸一一</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・八〇） 一三三・六〇</p>	<p>九・八七） 一三三・五八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>二八八・三〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>自転車歩行者道整備工事による</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 加藤平沼線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六九八番一地先まで	吉川市栄町七〇八番六地先から同市栄町	区 間
一三・〇〇〇～一三・三三〇	一〇・七五〇～一一・九五	敷地の幅員 (メートル)
	一二六・六〇	延 長 (メートル)
	自転車歩行者道整備工事	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十月五日

指令川建セ第二二〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二十七日

川建セ第二三〇〇一三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字木部字中内出一七八一、一七八一七、一七七、一七

六一一、一七六一五、一七六一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県深谷市宿根一三五四番地一

株式会社 東和瓦建材 代表取締役 島崎 輝雄

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年五月三十日

指令川建セ第二二〇一二六一号

二 検査済証番号

平成二十三年五月三十一日

川建セ第二三〇〇一五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字大ヶ谷戸六〇五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市山崎町六番地二五 プチメゾン山崎C 102

市川 慶

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年七月七日

指令川建セ第二二〇〇一四一号

二 検査済証番号

平成二十三年五月三十一日

川建セ第二三〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字上ノ山一五四八番五二、同番五三、同番二一、

同番四六、同番五五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀四七一番地三

つきのわ保育室 代表者 佐藤 弘子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年九月三十日

指令川建セ第二二〇〇九一〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月三十一日

川建セ第二三〇〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字色原一六一四二、一一六一八九、一一六一九

一、一一六一九二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼一六番地四二

高山 貴美子 高山 和貴

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年六月三日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十三年六月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十三年六月定例会提出予定案件について

ロ 市町村の教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての選定に必要な参考資料等について

ハ 埼玉県教職員健康審査会委員の任免について

ニ その他

告 示

埼玉県選管告示第七十九号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年六月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

一 日時 平成二十三年六月六日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 埼玉県知事選挙について

ロ その他